第１節　計画の目的及び構成

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、養老町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

【防災計画のつながり】

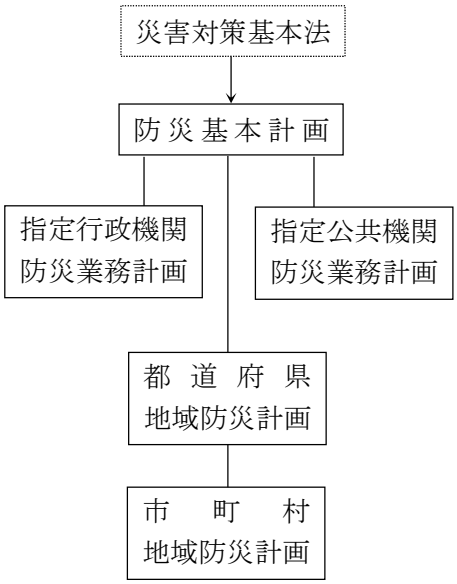

・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである（災害対策基本法第34条及び第35条）。

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第36条から第39条まで）。

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第40条から第42条まで）。

２　計画策定の前提

この計画は、過去における災害の経験を礎に、本町の自然条件、社会条件等を踏まえ、養老町における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

３　計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第１編の総則に続いて、第２編を一般対策編、第３編を地震対策編、第４編を原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに一般対策編に事故災害対策

計画を第３章として、地震対策編に東海地震に関する事前対策を第４章に、南海トラフ地震防災対策推進計画を第５章として登載した。また、巻末に資料編を登載し、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

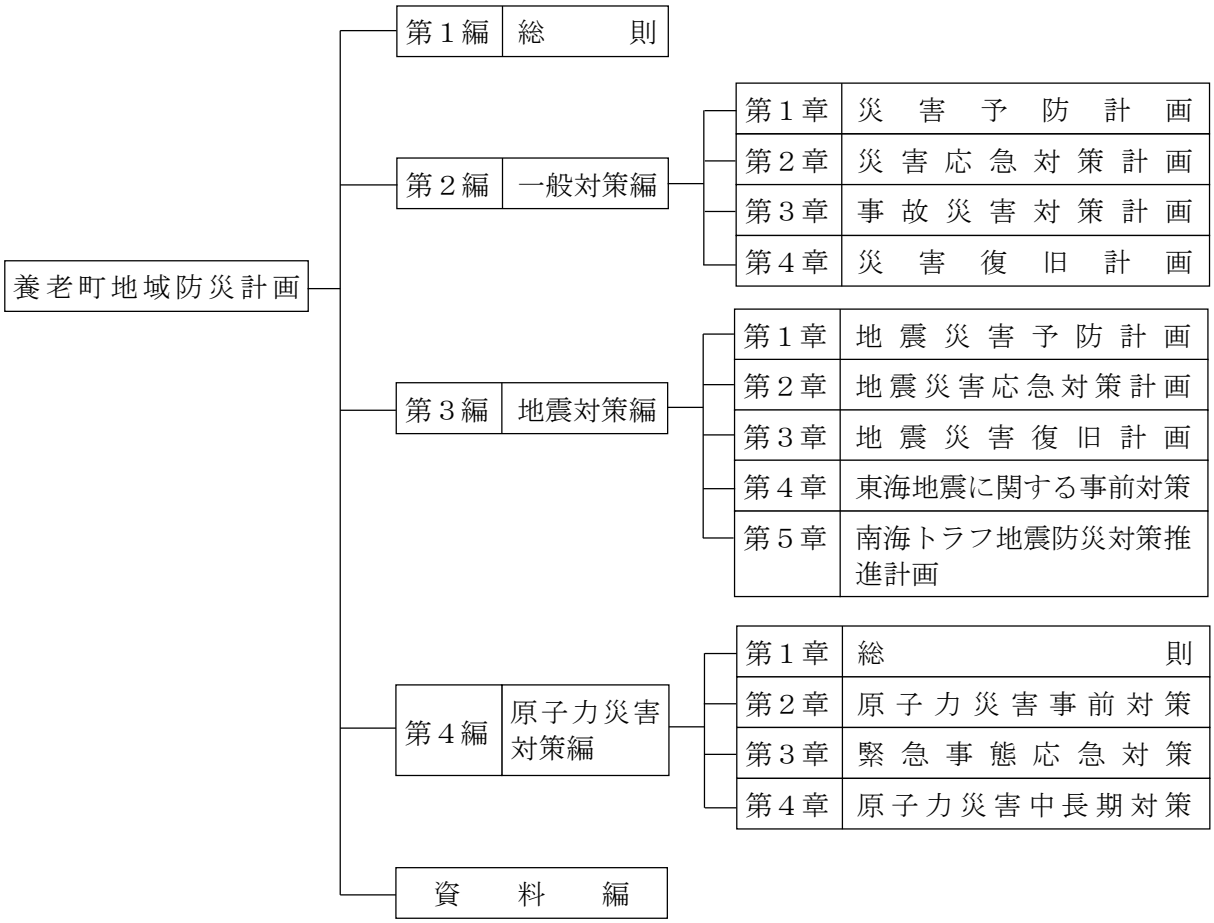

４　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

５　岐阜県地域防災計画との関係

この計画は、岐阜県地域防災計画を基準として作成し、共通する計画については、県の計画を準用する。

６　計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

７　計画の運用・習熟

町は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

８　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取組みの推進

この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年９月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。

９　用　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

⑴　町本部とは、養老町災害対策本部をいう。

⑵　町本部長とは、養老町災害対策本部長をいう。

⑶　町計画とは、養老町地域防災計画をいう。

⑷　県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。

⑸　県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。

⑹　県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。

⑺　県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。

⑻　県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。

⑼　災害時とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

⑽　自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。

⑾　事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。

⑿　要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

なお、本計画中次の組織名称は、災害対策本部設置の有無により、それぞれ次のとおり読みかえる。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常時）
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県支部	西濃県事務所（振興防災課）
県支部長	西濃県事務所長
県支部○○班	西濃県事務所管内の県現地機関等
町本部	養老町（総務課）
町本部長	養老町長
本部事務局	養老町総務課

第２節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

６　住　民

災害時において、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

事務又は業務の大綱
・町防災会議に関する事務 ・防災に関する施設、組織の整備と訓練 ・災害による被害の調査報告と情報の収集等

・災害の防除と拡大防止
・救助、防疫等被災者の救助、保護
・災害復旧資材の確保と物価の安定
・被災産業に対する融資等の対策
・被災町立施設の応急対策
・災害時における文教対策
・災害対策要員の動員
・災害時における交通、輸送の確保、通信対策
・被災施設の復旧
・町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
・防災活動推進のための公共用地の有効活用
・その他応急対策

２　県

機　関　名	事務又は業務の大綱
岐　阜　県	・岐阜県防災会議に関する事務 ・防災に関する施設、組織の整備と訓練 ・災害による被害の調査報告と情報の収集等 ・災害の防除と拡大の防止 ・救助、防疫等被災者の救助、保護 ・災害復旧資材の確保と物価の安定 ・被災産業に対する融資等の対策 ・被災県営施設の応急対策 ・災害時における文教対策 ・災害時における公安の維持 ・災害対策要員の動員、雇上 ・災害時における交通、輸送の確保 ・災害時における防災行政無線通信の確保と統制 ・被災施設の復旧 ・市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等 ・防災活動推進のための公共用地の有効活用
養老警察署	・災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 ・災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制

３　指定地方行政機関

機　関　名	事務又は業務の大綱
東海農政局	・災害時における主要食糧の需給調整
岐阜地方気象台	・観測施設の整備、維持及び観測資料等の収集、整理 ・防災気象情報の発表及び伝達 ・地震情報の伝達 ・南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の伝達

	・二次災害防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供 ・緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報 ・情報伝達及び連絡体制の整備 ・関係機関との連携による防災体制の強化 ・防災訓練の実施及び関係機関との協力 ・防災に関する知識の普及、意識の啓発
中部地方整備局（岐阜国道事務所・木曽川上流河川事務所）	（災害予防） ・所管施設の整備と防災管理 ・応急復旧用資機材の備蓄の推進 ・機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ・河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備 （初動対応） 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣 （応急・復旧） ・水防のための氾濫情報等の発表、伝達と水害応急対策 ・防災関係機関との連携による応急対策の実施 ・所管施設の緊急点検の実施

４　自衛隊

機　関　名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第35普通科連隊	・防災に関する調査推進 ・関係機関との連絡調整 ・災害派遣計画の作成 ・防災に関する訓練の実施 ・災害情報の収集 ・災害派遣と応急対策の実施

５　指定公共機関

機　関　名	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	(1)　災害時における郵便業務の確保 ・郵便の運送、集配の確保 (2)　災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施 ・被災者に対する郵便はがき等の無償交付

	・被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 ・被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除 (3)　郵便局の窓口業務の維持
西日本電信電話株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社	・電気通信施設の整備と防災管理 ・災害時における緊急通話の取扱い ・被災施設の調査と復旧
日本赤十字社（岐阜県支部）	・医療、助産、保護の実施 ・災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ・義援金の募集配分
日本放送協会（岐阜放送局）	・住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 ・住民に対する災害応急対策等の周知徹底 ・放送施設の保守
中日本高速道路㈱（羽島管理事務所）	・中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理 ・被災施設の調査と復旧
日本通運㈱（岐阜支店）	・安全輸送の確保 ・災害対策用物資及び人員、輸送の確保 ・被災地の交通の確保
中部電力パワーグリッド㈱（岐阜支社大垣営業所）	・ダム施設等の整備と防災管理 ・災害時の電力供給 ・被災施設の調査と災害復旧

６　指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
一般社団法人岐阜県トラック協会（西濃支部）	・安全輸送の確保 ・災害対策人員、輸送の確保 ・被災地の交通の確保
一般社団法人岐阜県ＬＰガス協会（西濃支部）	・ガス施設等の整備と防災管理 ・災害時のガス供給 ・被災施設の調査と災害復旧
土地改良区	・農業用施設等の整備及び防災管理 ・農業用施設等の災害復旧 ・県・町が行う災害応急対策への協力

鉄道事業者 （近畿日本鉄道㈱） （養老鉄道㈱）	・鉄道防災施設の整備 ・電気通信施設及び電力施設の整備 ・列車の運転規制に係る措置 ・う回輸送等輸送に係る措置 ・列車の運行状況等の広報 ・鉄道施設等の応急復旧 ・鉄道施設等の災害復旧 ・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力
岐阜放送その他民間放送各社、岐阜新聞・中日新聞その他新聞社及び通信社	・住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 ・住民に対する災害応急対策等の周知徹底 ・社会事業団等による義援金の募集、配分
岐阜県医師会 岐阜県病院協会 岐阜県歯科医師会 岐阜県薬剤師会	・医療及び助産活動の協力 ・防疫その他保健衛生活動の協力 ・医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
公益社団法人 岐阜県看護協会	・看護師派遣の協力

7　その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

業務名	事務又は業務の大綱
農業協同組合	・町本部が行う農業関係の被害調査等応急対策への協力 ・農産物等の災害応急対策についての指導 ・被災農家に対する融資又はそのあっせん ・農業共同利用施設の被害応急対策及び復旧 ・飼料、肥料等の確保又はあっせん
病院等医療施設の管理者	・避難施設の整備及び避難訓練の実施 ・災害時における病人等の収容及び保護 ・災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉協議会	・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 ・ボランティア活動の推進
社会福祉施設管理者	・避難施設の整備と避難等の訓練 ・被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
商工会	・町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 ・災害時における物価安定についての協力 ・救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
金融機関	・被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
危険物、高圧ガス等取扱機関	・危険物、高圧ガス等の防災管理 ・災害時におけるガソリン、ＬＰガス等の供給確保
日赤奉仕団養老支部	・町が行う災害応急対策への協力

女性防火クラブ	・初期消火活動 ・被災者の救助・救護活動及び炊き出し等
少年消防クラブ	

第３　住民等の基本的責務

１　住民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

２　事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第３節　養老町の地勢と災害の概要

本節では、養老町のもつ地域としての災害特性や防災上の特性を把握するため、「自然的条件」、「社会的条件」の二つの角度からそのあらましを示した。

１　自然的条件

⑴　位　置

養老町は、岐阜県の西南部、濃尾平野の最西端に位置し、北は大垣市と垂井町に、南は海津市に、東は揖斐川をはさんで海津市と輪之内町に、西は大垣市と三重県のいなべ市など、３市２町と町境をなす、東西約10km、南北約12km、面積72.14km^{2}の町である。

養　老　町　役　場	北　緯	東　経	標　高
	35°18′15″	136°33′53″	7.3m

⑵　地形、地質

本町は、濃尾平野の最西端にあり、西側には急峻な養老山系が連なり、そこから扇状地を経て、東側には中小河川によってできた平野が開けている。

地質構造上からは、養老山地の大部分は古生代の古生層からできているが、東麓のなだらかな傾斜で細長く続いている扇状地は、新生代の第四紀前半の洪積層、津屋川より東の平野

は第四紀後半の沖積層からできている最も新しい地層である。

西部の養老山地は、ほぼ南北に走り、山腹から麓にかけての斜面は、大きな落差の断層のため急な崖となり、多くの谷がみられ、滝も多い。また、そこから続く扇状地は、そのほとんどが砂や小石からできているため、谷川の水は地下にしみこみ、扇状地の末端で「河間」と呼ばれる泉となって沸き出している。

東側の平野部は、町の東端を流れる揖斐川及びその支流に当たる牧田川、津屋川などの河川により形成される輪中地帯で、そのほとんどは海抜０メートルに近い低湿地となっている。

⑶　気　象

本町は、太平洋気候に属し、比較的温暖多湿である。冬は北西の季節風が強く、山間地では相当な降雪がある。年平均気温は16.8℃、年間降水量は2,249.5㎜（令和３年）である。

２　社会的条件

⑴　人　口

町の人口は、国勢調査によると、昭和40年の27,695人を境にそれまでの減少傾向から増加傾向に転じ、その後、町内や周辺地域への工業立地が順調に進んだことから流入人口による着実な伸びがみられたが、平成７年の33,694人をピークに減少に転じ、令和２年には26,882人となっている。また、人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増加傾向にあり、核家族化や高齢者の一人世帯の増加が要因として考えられる。

年齢３区分別人口の構成比では、年少人口（０歳～14歳）・10.6％、生産年齢人口（15歳～64歳）・55.3％、老年人口（65歳以上）・34.1％である。高齢化社会を迎え、年を追うごとに、若年人口の減少と高齢人口の増加がみられ、今後もこの傾向が継続していくものと考えられる。

⑵　交　通

本町の北部には、東西に名神高速道路が通過しているが、平成29年10月に、東海環状自動車道養老インターチェンジが、平成30年６月には、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジが開通するなど、新たな道路網の整備が進んでいる。国道は、大垣インターチェンジより町の東部を通り海津市を経て三重県桑名市に至る国道258号があり、県道は主要地方道３路線、一般県道７路線があり、大垣市をはじめ周辺地域と結んでいる。

鉄道は、大垣市と桑名市を結ぶ養老鉄道が通過しており、本町内に鳥江駅、美濃高田駅、養老駅の３駅がある。大垣市へは、15分程度で行けるが、運行本数が少ない点が問題となっている。

３　養老町の災害

本町では、地形の条件から水害・土砂災害による被害は多大である。なお、各災害概要及び予想される災害の概況は次のとおりである。

⑴　水害・土砂災害

本町の地形の条件から山間部災害と平野部災害に大別される。山間部災害は、養老町では古くから砂防事業に着手しており、歴史的砂防施設が数多く存在することからも明らかなように、山地の崩壊・土石流等による災害が予想される。平野部災害は、昭和34年９月の伊勢

湾台風時のように牧田川堤が決壊した場合は、決壊付近の家屋の流失・人命災害のほか、浸水も池辺・笠郷・上多度（三郷地区）・広幡地区の全域が床上又は床下浸水し、しかもそのたん水は20余日程度の長期が予想される。いずれも台風又は豪雨に起因する湛水、溢水、破堤等の水害である。

治水対策も急ピッチで進められ、河川改修・排水機等の増設が行われているが、木曽三川等の水位いかんでは、こうした水害の発生が今後も憂慮される。

⑵　火　災

本町地域内においては、大火災の発生は少ないが、高田及び多芸地区においては家屋が密集しており、加えて危険物取扱事業所等の増加と各家庭における化学燃焼物利用度の高まりのなかで、強風時、大地震等特殊条件下においては、大規模な火災の発生が予想される。

⑶　風　害

台風による直接の被害は、他地域に比して軽微ではあるが、昭和34年の伊勢湾台風のような大型台風が接近、通過する場合にあっては相当の被害が予想される。

⑷　地　震

養老―桑名―四日市断層帯が養老山地に沿って横断しており、また、平坦部は軟弱地盤のため、強い揺れとそれによる液状化が懸念される。

第４節　地震被害想定

県では、平成23年度・24年度において、県内に影響を及ぼす最大級の地震について、独自に被害想定調査を実施した。

この調査による被害想定結果は、町が平成20年に作成した「養老町地震防災マップ」（**資料４－５・４－６**参照）とともに、町における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものである。

本節では、この調査結果のうち、町域に関する被害想定の概略等を示すものとする。

１　想定地震

種　類	震源モデル		備　　考
海溝型地震	A	南海トラフ巨大地震 M9.0	・内閣府と同じ震源モデル（震源：紀伊半島沖）
内陸型地震	B	養老－桑名－四日市断層帯 M7.7	・養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約57km）
	C	阿寺（あてら）断層系 M7.9	・下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70km）
	D	跡津川断層 M7.8	・飛騨市から富山県大山町に及ぶ断層（約60km）
	E	高山・大原（おっぱら）断層帯 M7.6	・高山市から郡上市に及ぶ断層（約48km）

※　活断層は、文部科学省地震調査研究推進本部が主要活断層としているものから、岐阜県により大きい影響を及ぼすものとして４つを選定した。

２　前提条件

共通	地盤データメッシュ		250ｍメッシュで、県内のボーリングデータ等から整理された48の地盤モデルで分類。（※前回は500ｍメッシュ）
	地震発生時間（３パターン）	冬早朝（午前５時）	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。
		冬夕方（午後６時）	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺及び駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。

		夏昼 （午前12時）	オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。
	亜炭鉱の取り扱い		空洞深度が５～15m程度にある場合は、地表面の揺れが大きくなることを考慮した。
南海トラフ巨大地震　A			内閣府が提示している最大の震源域で、紀伊半島沖を震源とし、強震動生成域が基本ケースの場合。
養老－桑名－四日市断層帯地震　B			四日市断層と養老・桑名断層及び宮代断層が連動する最悪の場合を想定した。
その他の内陸型地震　C～E			前回調査と同じ断層について、細分化したメッシュで、最新の地盤データにより改めて想定した。

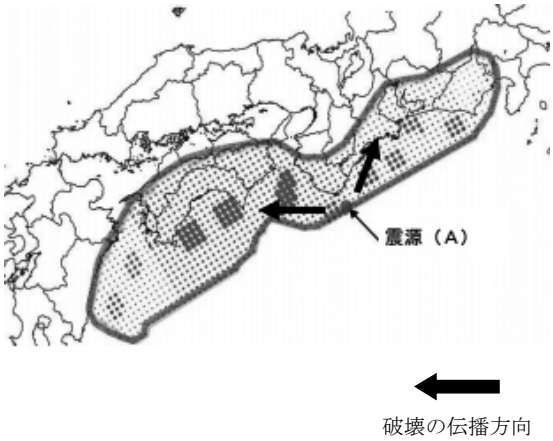

海溝型地震（南海トラフの巨大地震）の断層の位置図

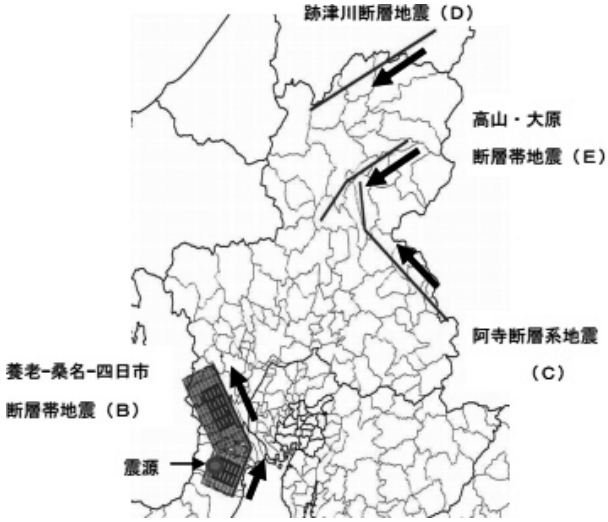

内陸直下型地震の断層の位置図

３　被害想定結果（養老町）

⑴　震度分布及び液状化分布

想定地震	震度分布図	液状化分布図
A 南海トラフ巨大地震	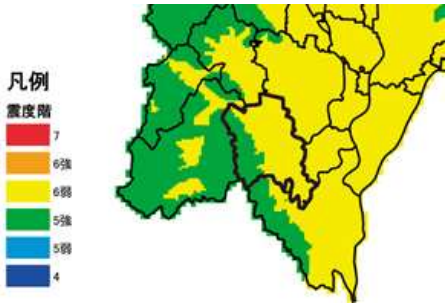	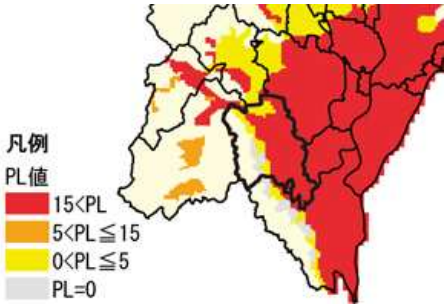

想定地震	震度分布図	液状化分布図
B 養老－桑名－四日市断層帯地震	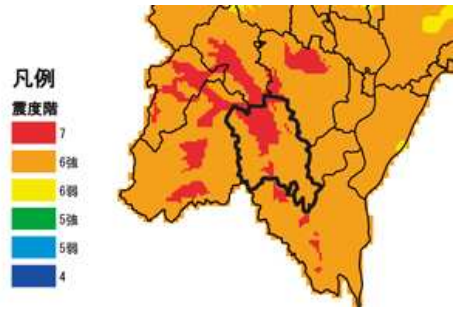	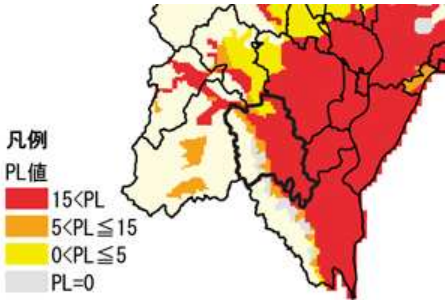
C 阿寺断層系地震	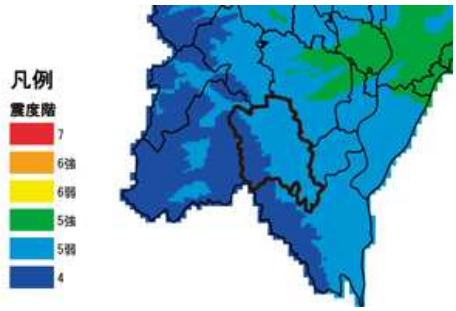	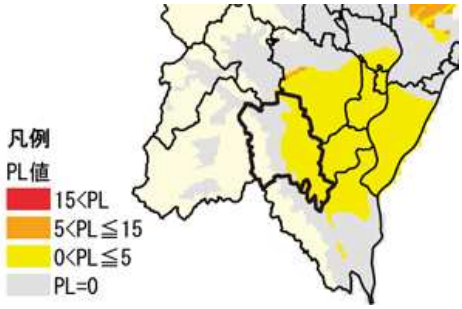
D 跡津川断層地震	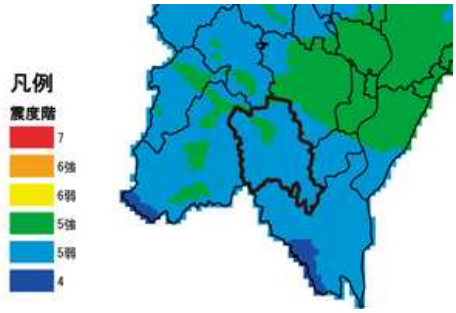	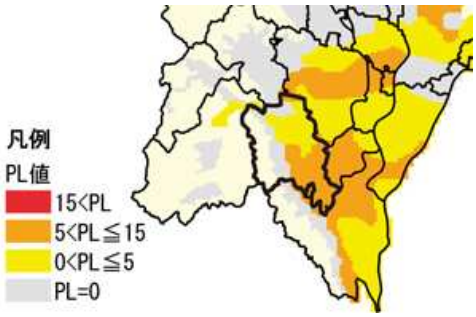
E 高山・大原断層帯地震	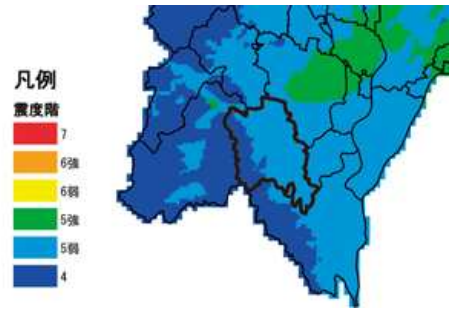	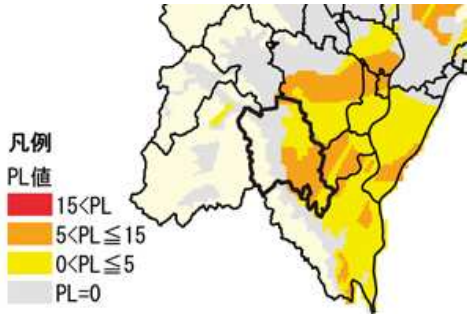

⑵　被害想定結果

		A 南海トラフ巨大地震			B 養老－桑名－ 四日市断層帯地震			C 阿寺断層系地震			D 跡津川断層地震			E 高山・大原断層帯地震		
		午前 ５時	午後 12時	午後 ６時	午前 ５時	午後 12時	午後 ６時	午前 ５時	午後 12時	午後 ６時	午前 ５時	午後 12時	午後 ６時	午前 ５時	午後 12時	午後 ６時
最　大　震　度		６弱			7			５弱			５強			５弱		
液状化危険度（ＰＬ＞15の町域面積比率）		65％			64％			０％			０％			０％		
建物被害（棟）	全　壊	987			5,300			32			180			123		
	半　壊	2,412			4,679			77			377			202		
火災による焼失（棟）		0	0	2	24	28	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人的被害（人）	死　者	11	4	7	267	101	156	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	323	252	221	1,689	2,408	1,666	6	9	6	24	25	19	4	6	4
	重症者	24	25	20	564	578	449	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	要救助者	41	20	27	964	473	623	0	0	0	0	0	0	0	0	0
避難者　（人）		3,334			11,677			108			563			344		
帰宅困難者　（人）		61			－			－			－			－		

第５節　町災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、町及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

１　養老町防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、養老町の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、養老町防災会議を置く。（**資料１－１**「養老町防災会議条例」参照）

２　養老町災害警戒本部

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部を設置するに至らない災害にあっては、養老町災害警戒本部組織をもって対処する。

⑴　災害警戒本部の設置

災害警戒本部は次に掲げる場合に設置するものとする。

ア　気象情報等により災害の発生が予想されるが、事態の発生までに時間的余裕がある場合。

イ　災害対策に関し、本部長等が必要があると認めたとき。

ウ　県災害警戒本部が設置された場合において、その必要を認めたとき。

⑵　災害警戒本部の配備

災害警戒本部は、災害の種類、規模及び程度等によって、職員の動員配備体制に基づいた各種の配備体制をとるものとする。

⑶　分担任務

災害警戒本部長は、副町長が務め、本部長が事故等により欠けた場合は、本部付（教育長）がその職務を代理する（総務課員及び各部課長級職員で構成組織）。

⑷　災害警戒本部の解散

災害警戒本部は、災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害が拡大し、災害対策本部に移行することが決定したとき、若しくは発生後における応急措置がおおむね完了したと認められたときは、解散するものとする。

３　養老町災害対策本部

災害対策基本法第23条の２に基づく養老町災害対策本部の組織は、「養老町災害対策本部条例」（**資料１－３**参照）及び本計画に定めるところによる。

⑴　系　統

町本部の組織系統は、おおむね次のとおりである。

養　老　町　災　害　対　策　本　部		現　地　災　害　対　策　本　部
設置場所：養老町役場庁舎内 ※町役場庁舎が被災してその使用に耐えないときは、その他の養老町の施設に設置する。	―	設置場所：被災地に近い学校、公民館等公共施設 ※必要に応じて設置

⑵　編　成

養老町災害対策本部（以下「町本部」という。）、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）等の編成は、次のとおりである。

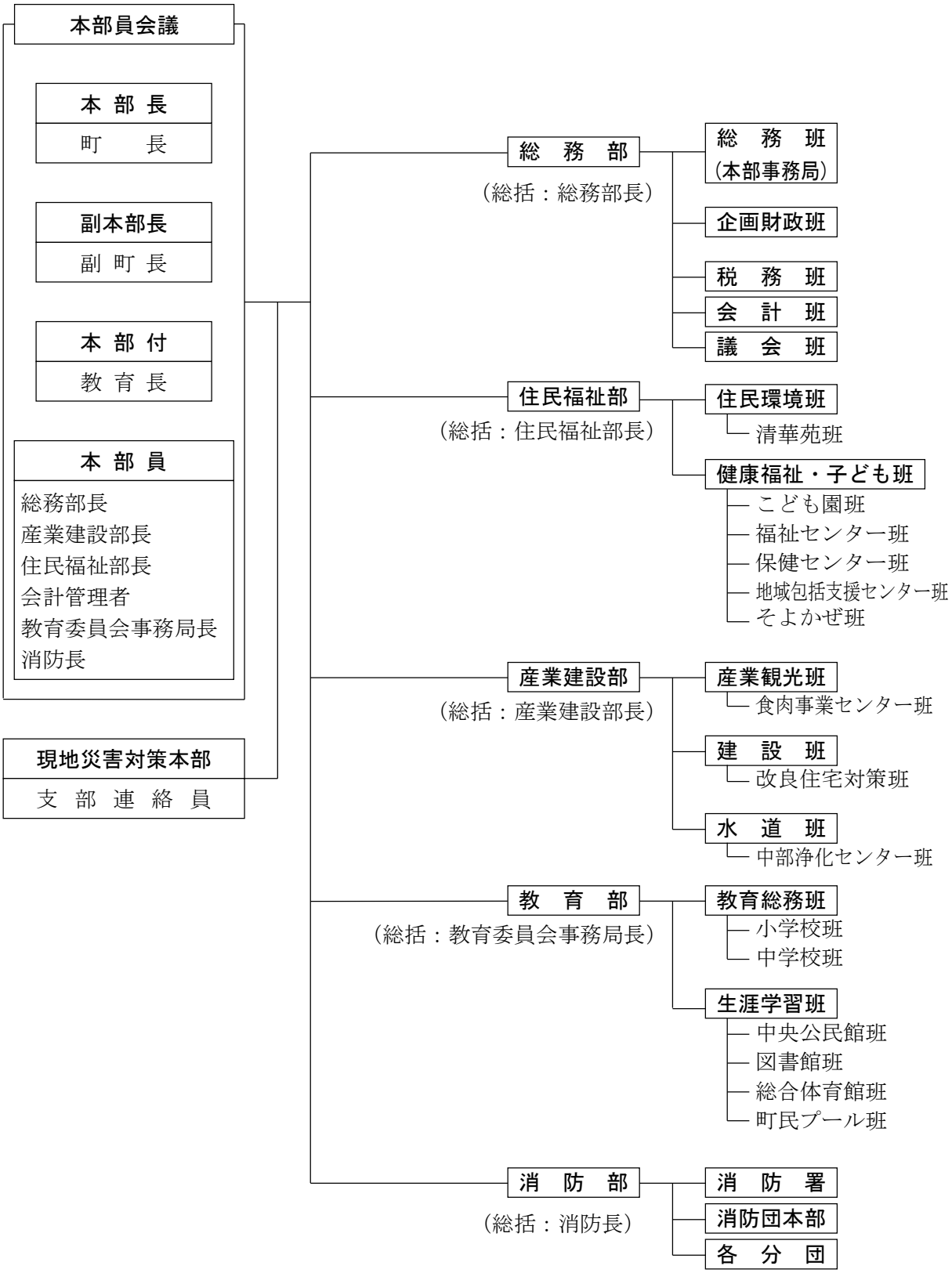

⑶　町本部長等及び本部員会議

ア　町本部長・町副本部長

(ｱ)　町本部長には町長を、町副本部長には副町長を充てる。

(ｲ)　町本部長不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおりあらかじめ定めるものとする。

第１順位　　副町長（副本部長）

第２順位　　教育長（本部付）

第３順位　　総務部長

第４順位　　総務課長

第５順位　　その他部長級職員

イ　本部員

本部員には各部長、会計管理者、教育委員会事務局長及び消防長を充てる。

ウ　本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部付、本部員をもって組織し、おおむね次の事項を協議する。

(ｱ)　町本部の体制及び職員の動員（各部班の応援含む。）に関すること。

(ｲ)　被害拡大防止対策に関すること。

(ｳ)　自衛隊の応援要請に関すること。

(ｴ)　災害救助法の適用及び非常体制の規模、期間の決定に関すること。

(ｵ)　その他災害対策に関する総合的な調整に関すること。

エ　本部の各部・各班

(ｱ)　町本部に部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。

(ｲ)　部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮、監督する。

(ｳ)　班長は、当該班の所属事項について部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。

(ｴ)　班長の属する課、室等の職員は、その班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。

(ｵ)　町本部の各部及び各班別の分担任務は、別表のとおりである。

オ　現地災害対策本部

(ｱ)　現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、町本部長が災害の規模、程度により必要があると認めたときに設置する。

(ｲ)　現地本部に現地本部長及び若干の現地本部員を置き、現地本部長は、その都度町本部長が任命し、現地本部員は、現地本部長の要請によりその都度、関係部の長が所属の部員から指名する。

(ｳ)　現地本部長は、町本部長の特命を処理し、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整に当たる。

(ｴ)　現地本部員は、現地本部長の指示に基づき、現地における災害対策の推進に当たる。

別表

本部・各部各班の任務分担

部 （◎部長）	班 （◇班長）	分　担　任　務
総務部 ◎総務部長	**総務班** **（本部事務局）** ◇総務課長 ・総務課	・災害対策本部に関すること。 ・各部・班との連絡調整に関すること。 ・災害関係職員の動員、派遣に関すること。 ・気象警報等の伝達に関すること。 ・地震情報等の伝達に関すること。 ・災害状況の調査及び報告に関すること。 ・防災行政無線の管理、統制に関すること。 ・県、自衛隊、他の自治体等への連絡調整、派遣要請及び受け入れに関すること。
	企画財政班 ◇企画財政課長 ・企画財政課	・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害見舞及び視察者に関すること。 ・災害関係の広報に関すること。 ・災害関係予算等町財政に関すること。
	税務班 ◇税務課長 ・税務課	・り災者に対する町税の減免、徴収猶予等に関すること。
	会計班 ◇会計課長 ・会計課	・災害関係費の出納に関すること。 ・災害関係物品の出納に関すること。 ・義援金の保管等に関すること。
	議会班 ◇議会事務局長 ・議会事務局	・町議会の連絡等全般に関すること。
住民福祉部 ◎住民福祉部長	**住民環境班** ◇住民環境課長 ・住民環境課 ・清華苑	・り災者の避難先の確認、登録に関すること。 ・り災者に対する他市町村在住者からの照会等の連絡、回答に関すること。 ・国民年金保険料の免除に関すること。 ・災害時における清掃、消毒及びごみの収集、処分に関すること。 ・遺体の火葬及び清華苑の管理に関すること。 ・災害時におけるし尿処理に関すること。
	健康福祉・子ども班 ◇健康福祉課長 ◇子ども課長 ・健康福祉課 ・子ども課 ・こども園	・り災台帳の作成及びり災証明書の発行に関すること。 ・義援金品等の配分に関すること。 ・救助物品の受理及び配分に関すること。 ・災害時における炊き出しに関すること。 ・災害時における遺体保護に関すること。 ・福祉施設の災害対策に関すること。

部 （◎部長）	班 （◇班長）	分　担　任　務
住民福祉部	**健康福祉・子ども班** ・福祉センター ・保健センター ・地域包括支援センター ・そよかぜ高田教室 ・そよかぜ飯田教室	・要配慮者の避難対策に関すること。 ・ボランティア活動に係る連絡調整に関すること。 ・福祉センター施設の災害対策に関すること。 ・保健センター施設の災害対策に関すること。 ・災害時における医療に関すること。 ・医師会との連絡に関すること。 ・災害時における防疫に関すること。 ・各こども園施設の災害対策に関すること。 ・園児の避難等の対策に関すること。 ・被災園児の臨時保育に関すること。 ・避難者の収容、保護等に関すること。 ・義援金の受付に関すること。 ・保健活動に関すること。
産業建設部 ◎産業建設部長	**産業観光班** ◇産業観光課長 ・産業観光課 ・食肉事業センター	・農林漁業関係の災害対策に関すること。 ・災害時における病害虫の発生予防及び防除に関すること。 ・被災農、林、漁業家に対する融資のあっせんに関すること。 ・農林漁業協同利用施設の災害対策に関すること。 ・たん水農地等の排水に関すること。 ・炊き出しのための物資（米）の調達に関すること。 ・荒廃移行地（山地）の崩壊対策に関すること。 ・食肉事業センター施設の災害対策に関すること。 ・商工業関係の災害対策に関すること。 ・観光関係の災害対策に関すること。 （観光客等の安全確保に関すること。） ・災害時における物価安定に関すること。
	建設班 ◇建設課長 ・建設課 ・改良住宅対策室	・水防計画及びその実施に関すること。 ・河川及びたん水等の排水対策に関すること。 ・水防資材、器具の収集及び払い出しに関すること。 ・道路及び橋梁等の応急対策に関すること。 ・り災者に対する住宅建設等の指導に関すること。 ・町有建物等災害対策に関すること。 ・応急仮設住宅の建築及び被災住宅の応急修理等の指導に関すること。 ・町有財産の災害対策に関すること。 ・町営住宅の災害対策に関すること。

部 （◎部長）	班 （◇班長）	分　担　任　務
産業建設部	**建設班**	・災害時の配車及び資材、労力の輸送に関すること。 ・救助用舟艇の確保に関すること。 ・災害時における電話の維持管理に関すること。 ・交通関係機関との連絡調整に関すること。
	水道班 ◇水道課長 ・水道課 ・中部浄化センター	・上下水道、簡易水道、農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントの災害対策に関すること。 ・中部浄化センター施設の災害対策に関すること。 ・災害時における飲料水の供給に関すること。
教育部 ◎教育委員会事務局長	**教育総務班** ◇教育総務課長 ・教育総務課 ・小学校 ・中学校	・教育施設の災害対策に関すること。 ・災害対策活動（奉仕）に協力する生徒の連絡調整に関すること。 ・避難者等の収容、保護及び人数の確認と報告に関すること。 ・災害時における授業実施計画に関すること。 ・り災者への炊き出し施設等の使用に関すること。 ・学用品等割当、配分に関すること。
	生涯学習班 ◇生涯学習課長 ・生涯学習課 ・中央公民館 ・図書館 ・総合体育館	・文化財施設の災害対策に関すること。 ・災害時における応急教育対策に関すること。 ・災害対策活動（奉仕）に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関すること。 ・生涯学習施設の災害対策に関すること。 ・体育施設の災害対策に関すること。
消防部 ◎消防長	**消防署** ◇消防署長	・消防団との連絡調整に関すること。 ・災害時の警報に関すること。 ・災害の警戒及び応急対策に関すること。 ・負傷者の救助及び救急に関すること。 ・隣接市町消防機関に対する応援要請に関すること。 ・地域住民の避難誘導に関すること。
	消防団本部 ◇消防団長	
	各分団 ◇各分団長	

部 （◎部長）	班 （◇班長）	分　担　任　務
各支部 （必要に応じて現地災害対策本部を設置）	**支部連絡員** ・養老自治会館 ・広幡自治会館 ・上多度自治会館 ・池辺自治会館 ・笠郷自治会館 ・小畑自治会館 ・多芸自治会館 ・日吉自治会館 ・室原自治会館	・地域住民の避難に関すること。 ・地域住民に対する警報等の伝達に関すること。 ・現地本部開設時における庶務に関すること。 ・町本部との連絡調整に関すること。

（注）

・　各班は、分担任務にあるもののほか、必要に応じて他班の行う事項について応援を分掌する。

・　分担の明確でない任務については、本部長の定める部班において担任する。

・　本表にない事務については、本部員会議でその都度定める。